

『人工知能関連発明の特許出願ガイドライン（試行）』に関する解説

一. 制定の背景と必要性

近年、人工知能技術革新は次々と著しい進歩をみせ、関連特許出願件数も増加し続け、新たな段階における科学技術革命と産業変革の重要な原動力のとなり、大きな発展の潜在力を示し、世界の主要国は人工知能の開発を国家戦略レベルに引き上げている。中国共産党中央委員会および国務院の人工知能等の新分野および新産業における知的財産権に関する法制度および政策制度の改善に関する重要な指導を一貫して行い、現行の特許審査基準をさらに明確化し、精緻化し、イノベーション主体が全般的に関心を寄せる核心的な問題を速やかに解決するために、『人工知能関連発明の特許出願ガイドライン』（以下、「ガイドライン」という。）を制定する必要がある。本ガイドラインは、現行の特許法の枠組みの下での政策解釈文書であり、出願人が現行の特許審査政策をよりよく理解できるようにするためのものである。

二. 主な制定プロセス

国家知識産権局は、イノベーション主体の実際のニーズを十分に調査した上で、人工知能に関する特許審査政策を改善するための作業計画を提出し、ガイドラインの作成を開始し、特別作業部会を設置した。本ガイドラインの基本的な調査・起草段階においては、人工知能企業、関係機関、専門家、学者等の代表的な主体によるシンポジウムを何度も開催し、本ガイドラインで明確にし、解決すべき重要事項を決定した。ガイドラインの検証・編集統一の段階では、局内外の専門家の意見を何度も聞き、局の主要な業務部門が各方面の関心事について検討・議論を繰り返し、ガイドラインの内容が類型分類、規格の解釈、執筆指導などにおいて積極的な役割を果たすよう、継続的に改善・修正が行われた。

三. ガイドラインの主要内容

本ガイドラインは、人工知能分野のホットイシュー、関連する審査政策を中心に、六章、13,000字以上で構成されており、主な内容は以下の通りである。

第一章では、人工知能関連特許出願の一般的な類型と法的問題を整理し、一般的な類型を「人工知能アルゴリズムまたはモデルそのものに関する特許出願」、「人工知能のアルゴリズムまたはモデルに基づく機能用途や分野用途に関する特許出願」、「人工知能の助けを

借りてなされた発明に関する特許出願」、「人工知能によって生成された発明に関する特許出願」の4つに分類した。さらに、これをベースにイノベーションの核心的な要求に焦点を当て、人工知能分野における現在のホットな法律問題を5つの側面から包括的に整理した。

第二章では、発明者の身元確認について言及し、人工知能には発明者の資格はないことを論証・説明している。

第三章では、解決手段の対象の基準について言及し、「人工知能のアルゴリズムまたはモデルそのものに関連する特許出願」、「人工知能のアルゴリズムまたはモデルに基づく機能用途や分野用途に関する特許出願」について、解決手段の対象の基準を満たす方法を解釈・説明している。

第四章では、明細書の完全開示について言及し、「明細書には、従来技術に貢献する部分を十分に記載し、人工知能のブラックボックス問題に積極的に対応するために、人工知能に関連する特許出願に関する現行の審査規則および審査実務における完全開示の規範をさらに詳細化しなければならない」と明記している。

第五章では、進歩性の考察について言及し、審査基準の説明と相互参照例の提示を通じて、「アルゴリズム的特徴と技術的特徴が機能的に支え合い、相互作用的な関係を有することから、進歩性の考察においてアルゴリズム的特徴の技術的貢献を考慮する必要がある」と明らかにした。

第六章では、人工知能の倫理問題について指導的意見を提供した。

出所：国家知識産権局ウェブサイト

https://www.cnipa.gov.cn/art/2024/12/31/art_66_196988.html

※本資料はジェトロが作成した仮訳となります。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。